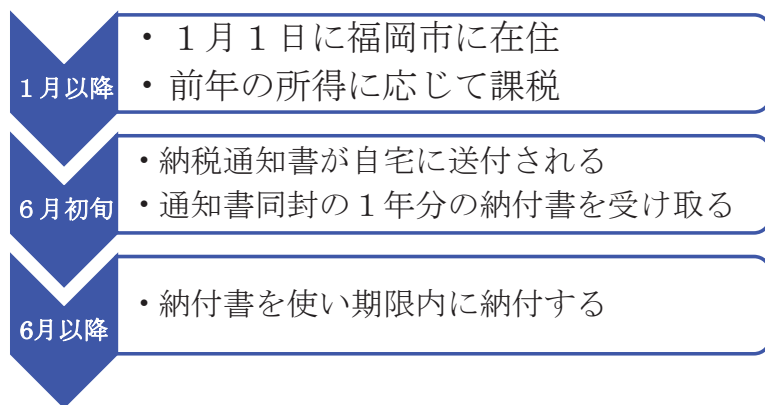


## 市県民税について

### ① 市県民税とは？

- ・個人の収入にかかる税金です。
- ・1月1日に福岡市に住んでいた場合、その年の6月に福岡市から市県民税が課税されます。
- ・税額は前年1年間の所得に応じて決定されます。
- ・1年間で100万円を超える収入があると、市県民税が課税される可能性があります。

### ② 納付の流れ



### ③ 注意点

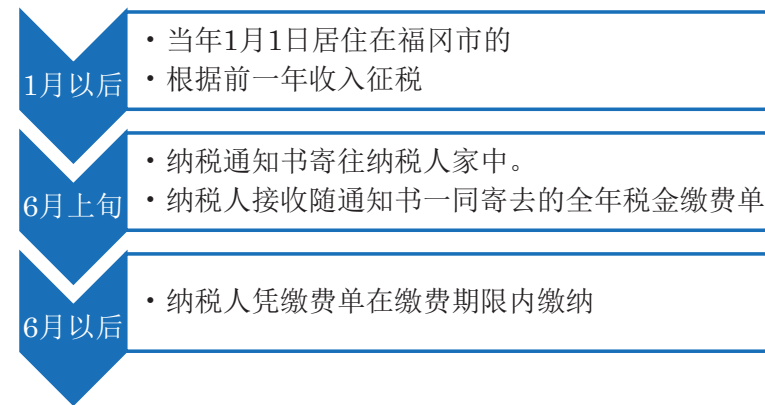
- ・納付が難しい場合、納付方法にご相談がある場合は、納税通知書を受け取ったときに区の納税課に必ずご連絡ください。
- ・税額についてご相談がある場合は区の課税課にご連絡ください。
- ・期限を過ぎても納付がない場合は財産（預金等）の差押処分を受ける可能性があります。
- ・年度途中に自国に帰国された場合でも納税義務は消滅しません。帰国される場合は今後の納付（納税管理人の選定など）のため、区の納税課に必ずご連絡をお願いします。

## 市县民税

### ① 所谓市县民税

- ・该税金和个人收入有关。
- ・每年1月1日若还住在福岡市，则当年6月福岡市会向其征收市县民税。
- ・税額根据本人前一年的收入来定。
- ・如果1年的收入超过100万日元，有可能需要缴纳市县民税。

### ② 纳税流程



### ③ 注意事项

- ・納税人有繳納困難或繳納方法有不明之處，請務必在收到納稅通知書后联系所在区区政府納稅課。
- ・要咨询稅額方面的问题請联系所在区区政府課稅課。
- ・過期未繳納的，根据情况，有可能會扣押財產（存款等）。
- ・年度內，即使中途回国也仍需要履行納稅義務。請務必在回国前就之后的納稅事宜（指定納稅管理人等）联系所在区区政府納稅課。